



県章

山形県公報

平成16年3月19日(金)

号外(16)

目次

条 例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例.....	(人事課) ... 8
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例.....	(同) ...11
山形県職員定数条例の一部を改正する条例.....	(同) ...13
山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例.....	(同) ...同
特別職の職員に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例.....	(同) ...15
山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例.....	(同) ...16
議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ...17
職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例.....	(同) ...同
.....	(新行財政システム推進課) ...同
山形県情報公開条例の一部を改正する条例.....	(同) ...18
山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例.....	(同) ...20
山形県公債管理特別会計条例.....	(財政課) ...21
山形県手数料条例の一部を改正する条例.....	(同) ...同
山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例.....	(産業政策課) ...22
山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例.....	(工業振興課) ...同
山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例.....	(同) ...23
山形県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例.....	(雇用労政課) ...24
山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例.....	(同) ...25
山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例.....	(農村計画課) ...同
山形県眺海の森条例の一部を改正する条例.....	(森林課) ...26
風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例.....	(都市計画課) ...同
山形県都市公園条例の一部を改正する条例.....	(同) ...27
山形県空港管理条例の一部を改正する条例.....	(交通基盤課) ...28
山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例.....	(同) ...同
山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例.....	(教育庁) ...30
山形県高等学校奨学金貸与条例の一部を改正する条例.....	(同) ...同
山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する等の条例.....	(同) ...31
山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ...32
山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例等の一部を改正する条例.....	(同) ...同
山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例.....	(警察本部) ...33
山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例.....	(同) ...同

山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例……………（企業局）…同

本号で公布された条例のあらまし

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（県条例第6号）（人事課）

- 1 この条例は、一般職の職員等の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された者の給与の特例に関し必要な事項について定めることとした。（第1条関係）
- 2 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員等を選考により任期を定めて採用することができることとした。（第2条第1項関係）
- 3 任命権者は、2によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員等を選考により任期を定めて採用することができることとした。（第2条第2項関係）
 - (1) 当該専門的な知識経験を有する職員等の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員等を部内で確保することが一定の期間困難である場合
 - (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
 - (3) 当該専門的な知識経験を有する職員等を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員等を部内で確保することが一定の期間困難である場合
 - (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- 4 任命権者は、2又は3により任期を定めて採用された職員等の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、当該職員等の同意を得て、その任期を更新することができることとした。（第3条関係）
- 5 2により任期を定めて採用された職員等（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）に適用する給料表を定めることとした。（第4条第1項関係）
- 6 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により5の給料表に掲げる号給により難しいときは、人事委員会の承認を得て、その給料月額を定めることができることとした。（第4条第3項関係）
- 7 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる者には、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができることとした。（第4条第4項関係）
- 8 特定任期付職員には、山形県職員等の給与に関する条例による昇給制度は適用せず、また、給料の調整額、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、住居手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業改良普及手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び勤勉手当は支給しないこととした。（第5条関係）
- 9 企業管理者又は病院事業管理者は、2により任期を定めて採用された企業職員（以下「特定

- 任期付企業職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる者には、特定任期付職員業績手当を支給することができることとした。(第6条第1項関係)
- 10 特定任期付企業職員には、山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例又は山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例による昇給制度は適用せず、また、給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び勤勉手当は支給しないこととした。(第6条第2項～第4項関係)
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(県条例第7号)(人事課)
- 1 この条例は、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項について定めることとした。(第1条関係)
- 2 この条例の適用除外となる職員は、次に掲げる職を占める職員とすることとした。(第2条関係)
- (1) 公設試験研究機関の長の職
- (2) 公設試験研究機関の長を補佐し、当該公設試験研究機関の事務を整理する副所長等の職
- (3) 公設試験研究機関に置かれる支場等の長の職
- 3 任命権者は、次に掲げる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができることとした。(第3条関係)
- (1) 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合
- (2) 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者(この規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。)を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合
- 4 任命権者は、3の(1)により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)の任期が5年に満たない場合にあっては採用した日から5年、3の(2)により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)の任期が3年に満たない場合(地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第4条第3項ただし書の規定により任期が定められた場合を除く。)にあっては採用した日から3年、第2号任期付研究員のうち同法第4条第3項ただし書の規定により任期が定められた職員の任期が5年に満たない場合にあっては採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができることとした。(第4条関係)
- 5 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員(企業職員を除く。)に適用する給料表を定めることとした。(第5条第1項及び第2項関係)
- 6 任命権者は、第1号任期付研究員(企業職員を除く。)について、特別の事情により5の給料表に掲げる号給により難いときは、人事委員会の承認を得て、その給料月額を定めることができることとした。(第5条第4項関係)
- 7 任命権者は、第1号任期付研究員又は第2号任期付研究員(企業職員を除く。)のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、その給料月額に相当する額を任期付職員業績手当として支給することができることとした。(第5条第5項関係)
- 8 第1号任期付研究員又は第2号任期付研究員(企業職員を除く。)には、山形県職員等の給与に関する条例による昇給制度は適用せず、また、給料の調整額、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、住居手当、農林漁業改良普及手当及び勤勉手当は支給しないこととした。(第6条第1項関係)
- 9 病院事業管理者は、第1号任期付研究員又は第2号任期付研究員(企業職員に限る。)のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、任期付職員業績手当を支給することができることとした。(第7条第1項関係)
- 10 第1号任期付研究員又は第2号任期付研究員(企業職員に限る。)には、山形県病院事業局

職員の給与の種類及び基準を定める条例に規定する昇給制度は適用せず、また、給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び勤勉手当は支給しないこととした。（第7条第2項関係）

11 任命権者は、第1号任期付研究員（企業職員を除く。）の職務につきその職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第1号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第1号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、当該第1号任期付研究員を、職員の勤務時間に関する条例の規定による勤務時間の割振りを行わず、職務遂行の方法等に関し具体的な指示をしないこととし、その職務に従事させることができることとした。この場合において、当該第1号任期付研究員は、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならないこととした。（第8条第1項関係）

12 11の場合において、任命権者は、第1号任期付研究員の勤務時間の状況に応じた当該第1号任期付研究員の健康及び福祉を確保するための措置を講ずるものとする事とした。（第8条第3項関係）

13 11の場合において、人事委員会は、第1号任期付研究員からの苦情を処理するものとする事とした。（第8条第4項関係）

山形県職員定数条例の一部を改正する条例（県条例第8号）（人事課）

山形県行財政改革大綱等に基づき職員数を削減したことにより、職員の定数を引き下げる事とした。

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（県条例第9号）（人事課）

1 地方独立行政法人法及び国立大学法人法の制定に伴い、職員としての在職期間の通算に関し所要の措置を講ずることとした。

2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

特別職の職員に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例（県条例第10号）（人事課）

1 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正

(1) 退職手当の支給は、知事等の任期ごとに行うこととした。（改正条例第1条の規定による改正後の第2条第2項及び第3条第2項関係）

(2) 知事等に対して支給する退職手当の支給割合を引き下げる事とした。（改正条例第1条の規定による改正後の第3条第1項関係）

2 山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

(1) 退職手当の支給は、教育長の任期ごとに行うこととした。（改正条例第2条の規定による改正後の第4条第1項及び第3項関係）

(2) 教育長に対して支給する退職手当の支給割合を引き下げる事とした。（改正条例第2条の規定による改正後の第4条第2項関係）

3 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第11号）（人事課）

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正及び山形県眺海の森の施設の廃止に伴い、規定の整備を行う事とした。

議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第12号）（人事課）

議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与を減額して支給する期間を平成17年3月31日まで延長することとした。

職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第13号）（新行財政システム推進課）

1 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、規定の整備を行う事とした。

- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。
山形県情報公開条例の一部を改正する条例（県条例第14号）（新行財政システム推進課）
- 1 地方独立行政法人法の制定等に伴い、規定の整備を行うこととした。（改正条例第1条関係）
- 2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し公文書の開示を請求することができることとした。（改正条例第2条の規定による改正後の第4条関係）
- 3 個人に関する情報の開示については、次に掲げるとおりとすることとした。（改正条例第2条の規定による改正後の第6条第1項関係）
- (1) 特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報については、開示しないこととした。
- (2) 法令等の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報については、開示することとした。
- (3) 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報については、原則として開示することとした。
- (4) 規則で定める歳出予算の支出に係る情報に含まれる相手方の職、氏名及び当該支出の内容に関する情報については、原則として開示することとした。
- 4 公益上の理由による実施機関の裁量的開示の規定を追加することとした。（改正条例第2条の規定による改正後の第6条の2関係）
- 5 開示決定までの期間を開示請求があった日から起算して15日以内とすることとした。（改正条例第2条の規定による改正後の第7条関係）
- 6 県出資法人の情報公開について規定することとした。（改正条例第2条の規定による改正後の第22条関係）
- 7 実施機関が保有する全ての公文書についてこの条例を適用することとした。（改正条例第2条の規定による改正後の附則関係）
- 8 この条例は、平成16年7月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、平成16年4月1日から施行することとした。
山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例（県条例第15号）（新行財政システム推進課）
- 1 地方独立行政法人法の制定等に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。
山形県公債管理特別会計条例（県条例第16号）（財政課）
- 1 公債費の経理の適正を図るため、山形県公債管理特別会計を設置することとした。（第1条関係）
- 2 この会計の歳入は、一般会計繰入金、県債管理基金繰入金、県債その他諸収入とし、歳出は、県債の元利償還金、県債管理基金積立金その他諸支出とすることとした。（第2条関係）
- 3 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。
山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第17号）（財政課）
- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。（第2条第1項第127号、第128号、第133号、第134号及び第138号関係）
- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律の制定に伴い、次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。（第2条第1項第139号の4～第139号の7の6関係）
- (1) 引取業者及びフロン類回収業者の登録及び登録の更新の申請に対する審査
- (2) 解体業及び破砕業の許可及び許可の更新の申請に対する審査
- 3 児童福祉法施行令の一部を改正する政令の一部改正に伴い、保育士試験の実施に係る手数料の金額を改定することとした。（第2条第1項第139号の8関係）
- 4 肥料取締法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。（第2条第1項第290号及び第291号関係）

- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。ただし、第2運動広場の夜間照明施設に関する改正規定は、規則で定める日から施行することとした。
山形県空港管理条例の一部を改正する条例（県条例第27号）（交通基盤課）
- 1 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の1とする期間を平成17年3月31日まで延長することとした。（附則第3項関係）
- 2 庄内空港と大阪国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間は、3分の1とすることとした。（附則第5項関係）
- 3 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。
山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（県条例第28号）（交通基盤課）
- 1 港湾施設の用途を変更することに伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成16年5月1日から施行することとした。
山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例（県条例第29号）（教育庁）
- 1 県立高等学校の授業料及び受講料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。
山形県高等学校奨学金貸与条例の一部を改正する条例（県条例第30号）（教育庁）
- 1 盲学校、聾学校及び養護学校の高等部及び専修学校の高等課程等に在学する者を貸与の対象に加えることとした。（第1条の2関係）
- 2 貸与の対象者は、学習活動その他生活全般における態度及び行動が規則で定める基準を満たしていることとした。（第2条第3号関係）
- 3 貸与の対象者に、経済的理由により修学が困難な者であって、次のいずれかに該当するものを加えることとした。（第2条第4号関係）
 - (1) 中学校における第1学年及び第2学年の学習成績の評定が規則で定める値以上であり、かつ、その者の属する世帯について規則で定めるところにより算定した収入の年額（以下「収入の年額」という。）が規則で定める額以下であること。
 - (2) 高等学校における奨学金の貸与の申請時までの学習成績の評定（申請時までに評定がなされていない場合にあつては、中学校における最終学年の学習成績の評定）が規則で定める値以上であり、かつ、収入の年額が規則で定める額以下であること。
 - (3) その者の属する世帯における主たる生計維持者の失職、死亡、り災その他の事由が生じた場合において、収入の年額が規則で定める額以下であり、かつ、その事由が生じた月から12月以内に奨学金の貸与の申請を行っていること。
- 4 3の(3)に該当する者の奨学金の貸与期間は、貸与の始期の属する年度の末日（規則で定める場合にあつては、当該年度の翌年度の末日）までとすることとした。（第3条第2項関係）
- 5 中等教育学校の後期課程（別科を除く。）、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部（別科を除く。）、高等専門学校若しくは専修学校の高等課程（規則で定めるものに限る。）及び専門課程に在学するとき又はそれらを卒業若しくは退学した日の属する月の翌月から起算して6月を経過しないときは、返還の期限を猶予することができることとした。（第6条第1項関係）
- 6 独立行政法人日本学生支援機構法の制定等に伴い、規定の整備を行うこととした。（第2条第5号及び別表関係）
- 7 この条例は、平成16年4月1日から施行し、平成17年4月1日以後に高等学校に入学する者について適用することとした。
山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する等の条例（県条例第31号）（教育庁）
- 1 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。
山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第32号）（教育庁）

- 1 学校職員の定数を変更することとした。（別表関係）
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。
山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例等の一部を改正する条例（県条例第33号）（教育庁）
 - 1 独立行政法人日本学生支援機構法の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。
山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（県条例第34号）（警察本部）
 - 1 警察本部の刑事部の所掌事務に薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること及び組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）を加えることとした。
 - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。
山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例（県条例第35号）（警察本部）
 - 1 警察官を増員し、階級別の定数を変更することとした。
 - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。
山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例（県条例第36号）（企業局）
 - 1 最上広域水道に係る水道用水の料金を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

条 例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第6号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第5条第1項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、一般職に属する県職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員等」という。）の任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員等の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期を定めた採用）

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員等を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員等を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員等の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員等を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識

経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員等を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員等を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

（任期の更新）

第3条 任命権者は、前条各項の規定により任期を定めて採用された職員等の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員等の同意を得て、その任期を更新することができる。

（給与に関する特例等）

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	404,000
2	457,000
3	514,000
4	585,000
5	668,000
6	781,000
7	913,000

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。
- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる者には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第5条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第6条、第9条、第9条の2、第10条第1項及び第2項、第11条、第12条、第12条の5、第13条の6から第13条の9まで並びに第21条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項、第20条第2項及び第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付

職員」という。)と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の人事委員会規則で指定する職にある職員等」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

第6条 企業管理者又は病院事業管理者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員（以下「特定任期付企業職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる者には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

2 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号。以下「企業局給与条例」という。）第4条、第5条第1項、第6条、第7条、第7条の3及び第16条の規定並びに山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号。以下「病院事業局給与条例」という。）第4条、第5条第1項、第6条、第7条、第9条及び第20条の規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。

3 特定任期付企業職員に対する企業局給与条例第2条第3項、第3条第2項、第5条第2項及び第14条の2の規定の適用については、企業局給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、企業局給与条例第3条第2項中「職務の級及び当該職務の級ごとの号給」とあるのは「号給」と、企業局給与条例第5条第2項中「前項の規定により管理者が指定する職にある者」とあるのは「特定任期付企業職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1項に規定する特定任期付企業職員をいう。以下同じ。）」と、企業局給与条例第14条の2中「第5条第1項の規定により管理者が指定する職にある職員」とあるのは「特定任期付企業職員」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付企業職員」とする。

4 特定任期付企業職員に対する病院事業局給与条例第2条第3項、第3条第2項、第5条第2項、第8条第2項及び第17条の規定の適用については、病院事業局給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、病院事業局給与条例第3条第2項中「職務の級及び当該職務の級ごとの号給」とあるのは「号給」と、病院事業局給与条例第5条第2項中「前項の規定により管理者が指定する職にある者」とあるのは「特定任期付企業職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1項に規定する特定任期付企業職員をいう。以下同じ。）」と、病院事業局給与条例第8条第2項中「第3条の規定に基づく給料表のうち医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用される給料表の適用を受ける職員（管理者が定める職員を除く。）」とあるのは「特定任期付企業職員（医療業務に従事する者で管理者が定めるものに限る。）」と、病院事業局給与条例第17条中「第5条第1項の規定により管理者が指定する職にある職員」とあるのは「特定任期付企業職員」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付企業職員」とする。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成16年3月31日までの間における第4条第1項及び第5条第2項の規定の適用については、第4条第1項中「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号」とあるのは「地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第2項」と、第5条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」とあるのは「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の145」とあるのは「100分の160」とする。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第7号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、公設試験研究機関（法第2条第1号に規定する公設試験研究機関をいう。以下同じ。）の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外となる職員)

第2条 法第2条第3号に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職を占める職員とする。

- (1) 公設試験研究機関の長の職
- (2) 公設試験研究機関の長を補佐し、当該公設試験研究機関の事務を整理する副所長等の職
- (3) 公設試験研究機関に置かれる支場等の長の職

(任期を定めた採用)

第3条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合
- (2) 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者（この号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。）を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

(任期の更新)

第4条 任命権者は、前条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）の任期が5年に満たない場合にあっては採用した日から5年、同条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）の任期が3年に満たない場合（法第4条第3項ただし書の規定により任期が定められた場合を除く。）にあっては採用した日から3年、第2号任期付研究員のうち法第4条第3項ただし書の規定により任期が定められた職員の任期が5年に満たない場合にあっては採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

(給与に関する特例等)

第5条 第1号任期付研究員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下この条、次条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	409,000
2	483,000
3	561,000
4	653,000
5	762,000

6	870,000
---	---------

- 2 第2号任期付研究員（企業職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	337,000
2	376,000
3	406,000

- 3 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。
- 4 任命権者は、第1号任期付研究員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる6号給の給料月額にその額と同表に掲げる5号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。
- 5 任命権者は、第1号任期付研究員又は第2号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。
- 6 第3項の規定による号給の決定、第4項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第6条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第6条、第9条、第9条の2、第10条第1項及び第2項、第11条、第12条、第12条の5、第13条の9並びに第21条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。

- 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項、第20条第2項及び第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の人事委員会規則で指定する職にある職員等」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

第7条 病院事業管理者は、第1号任期付研究員（企業職員に限る。以下この条において同じ。）又は第2号任期付研究員（企業職員に限る。以下この条において同じ。）のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、任期付研究員業績手当を支給することができる。

- 2 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号。以下「病院事業局給与条例」という。）第4条、第5条第1項、第6条、第7条、第9条及び第20条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。
- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する病院事業局給与条例第2条第3項、第3条第2項、第5条第2項及び第17条の規定の適用については、病院事業局給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、任期付研究員業績手当及び退職手当」と、病院事業局給与条例第3条第2項中「職務の級及び当該職務の級ごとの号給」とあるのは「号給」と、病院事業局給与条例第5条第2項中「前項の規定により管理者が指定する職にある者」とあるのは「第1号

任期付研究員（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第7条第1項の第1号任期付研究員をいう。以下同じ。）と、病院事業局給与条例第17条中「第5条第1項の規定により管理者が指定する職にある職員」とあるのは「第1号任期付研究員」と、「当該職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」とする。

（第1号任期付研究員の裁量による勤務）

第8条 任命権者は、第1号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第1号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第1号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該第1号任期付研究員を、職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号。以下「職員勤務時間条例」という。）の規定による勤務時間の割振りを行わず、職務遂行の方法等に関し具体的な指示をしないこととし、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第1号任期付研究員は、人事委員会規則の定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。

2 前項の場合における第1号任期付研究員の勤務時間については、月曜日から金曜日までの5日間において、職員勤務時間条例第2条第3項の規定により人事委員会が定める勤務時間の開始及び終了の時刻を当該勤務時間の開始及び終了の時刻とみなし、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）第2条第1項に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。

3 第1項の場合において、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、第1号任期付研究員の勤務時間の状況に応じた当該第1号任期付研究員の健康及び福祉を確保するための措置を講ずるものとする。

4 第1項の場合において、人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、第1号任期付研究員からの苦情を処理するものとする。

5 職員勤務時間条例第2条第3項、第5項及び第6項並びに職員の休日及び休暇に関する条例第2条の2の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成16年3月31日までの間における第5条第1項及び第6条第2項の規定の適用については、第5条第1項中「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号」とあるのは「地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第2項」と、第6条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の170、」とあるのは「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の145」とあるのは「100分の160、」とする。

山形県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第8号

山形県職員定数条例の一部を改正する条例

山形県職員定数条例（昭和24年8月県条例第45号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「5,272」を「4,984」に、「7,942」を「7,654」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第9号

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

第5条第1項及び第6条第1項中「第8条の3第1項」を「第8条第1項」に、「第8条に」を「第7条に」に改める。

第6条の2中「第8条」を「第7条」に改める。

第8条第3項中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「関する規定」を「関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「他の地方公共団体」を「他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）」に、「関する規定」を「関する規定又は退職手当の支給の基準」に、「当該地方公共団体」を「当該地方公共団体等」に、「以外の地方公共団体」を「以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人」に、「地方公社若しくは公庫等（）」を「一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」、地方公社若しくは公庫等（）」を「以下同じ。）」を「以下同じ。）」（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に、「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等の」を「一般地方独立行政法人等の」に改め、「（以下「通算制度を有する地方公共団体」という。）」を削り、「地方公社で」を「一般地方独立行政法人又は地方公社で」に、「地方公社に」を「一般地方独立行政法人又は地方公社に」に改め、「（以下「通算制度を有する地方公社」という。）」を削り、「特定地方公社職員」を「それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」に、「引き続き特定地方公社職員」を「引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員」に改め、同項第3号中「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、「（以下「通算制度を有する公庫等」という。）」を削り、同項第4号中「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員」に、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同項第6号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第8項中「前7項」を「前8項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「前5項」を「前6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となつた者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

第8条の2の見出し中「特定地方公社等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第1項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第2項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「第5項」を「第5項及び第6項」に改め、同項第1号及び第3号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同項第5号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独

立行政法人等」に改め、同条第4項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改める。

第14条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「規定」を「規定又は退職手当の支給の基準」に改める。

附則に次の2項を加える。

39 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

40 旧機関の職員が、引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（職員の懲戒に関する条例の一部改正）

2 職員の懲戒に関する条例（昭和26年10月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に規定する通算制度を有する公庫等」を「の公庫等」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の懲戒に関する条例の一部改正）

3 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の懲戒に関する条例（昭和31年9月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に規定する通算制度を有する公庫等」を「の公庫等」に改める。

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年12月県条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第8条第6項本文」を「第8条第7項本文」に改める。

特別職の職員に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第10号

特別職の職員に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例

（特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正）

第1条 特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和29年1月県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（退職手当の支給）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による退職手当の支給は、知事等の任期ごとに行う。

100分の80	100分の65
---------	---------

第3条第1項の表中

100分の50
100分の35
100分の35
100分の35

を

100分の45
100分の30
100分の30
100分の30

に改め、

同条第2項を次のように改める。

2 前項の勤続月数の計算は、当該職員となつた日から起算して行う。この場合において、1月に満たない日数は、1月とする。

第3条第3項を削る。

（山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和49年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条第2項」を「第16条第2項」に改める。

第4条第2項を削り、同条第1項中「100分の35」を「100分の30」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

退職手当の支給は、教育長の任期ごとに行う。

第4条に次の1項を加える。

3 前項の勤続月数の計算は、教育長となつた日から起算して行う。この場合において、1月に満たない日数は、1月とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に現に第1条の規定による改正後の特別職の職員に対する退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第1項に規定する知事等の職にある者であつて、施行日の属する任期（以下「現任期」という。）より前の任期から引き続いて当該職にあるものに対して施行日以後最初に支給する退職手当については、現任期より前の任期及び現任期を通算した在职期間について、新条例第3条の規定により計算して得た額を支給するものとする。この場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「当該職員となつた日」とあるのは「当該職員として引き続き在職した期間の初日」とする。

3 施行日に現に教育長の職にある者であつて、現任期より前の任期から引き続いて当該職にあるものに対して施行日以後最初に支給する退職手当については、現任期より前の任期及び現任期を通算した在职期間について、第2条の規定による改正後の山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条第2項及び第3項の規定により計算して得た額を支給するものとする。この場合における同項の規定の適用については、同項中「教育長となつた日」とあるのは「教育長として引き続き在職した期間の初日」とする。

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第11号

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中第47項を第45項とする。

（山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成15年12月県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中第42項を第46項とし、第28項から第41項までを4項ずつ繰り下げ、第27項を削り、第26項を第31項とし、第25項を第30項とし、第24項を第29項とし、同項の前に2項を加える改正規定中「第42項を第46項とし、第28項から第41項までを4項ずつ繰り下げ」を「第42項を第44項とし、第37項から第41項までを2項ずつ繰り下げ、第36項を削り、第35項を第38項とし、第30項から第34項までを3項ずつ繰り下げ、第29項を削り、第28項を第32項とし」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第12号

議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成14年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「平成16年3月31日」を「平成17年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第13号

職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第1条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第3号及び第20条第2項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正）

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

（山形県行政手続条例の一部改正）

第6条 山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第2条に」を「第3条第1項に」に改める。

（公益法人等への職員等の派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 公益法人等への職員等の派遣等に関する条例（平成13年12月県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第3号」に改め、同項第3号中「第2条第1項第3号」を「第2条第1項第4号」に改める。

第4条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第8条 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第3号及び第26条第2項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

山形県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第14号

山形県情報公開条例の一部を改正する条例

第1条 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号口中「有する公務員」を「有する公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）」に、「権限ある公務員」を「権限ある公務員等」に改め、同号八中「権限ある公務員」を「権限ある公務員等」に、「公務員の」を「公務員等の」に改め、同号二中「権限ある公務員」を「権限ある公務員等」に改め、同号ホ中「権限ある公務員」を「権限ある公務員等」に、「公務員の」を「公務員等の」に改め、同項第3号中「及び地方公共団体」

を「、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同項第7号中「及び他の地方公共団体」を「、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める。

第9条第1項中「地方公共団体」を「独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人」に改める。

第2条 山形県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当するものは」を「何人も」に改め、「（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書に限る。）」を削り、同項各号を削り、同条第2項中「書面」を「書面（以下「開示請求書」という。）」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条に次の1項を加える。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、第1項の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第5条第1項中「前条第1項の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）」を「開示請求」に、「当該開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）」を「開示請求者」に改め、同条第5項を削る。

第6条第1項第2号中「又は他の」を「若しくは他の」に、「され得るもの」を「され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に改め、同号イ中「公にされ」を「公にされ、又は公にすることが予定され」に改め、同号ロ中「一定の職務上の権限又は責任を有する」及び「以下同じ。）として規則で定める者（以下「権限ある公務員等」という。）」を削り、「権限ある公務員等の職」を「公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容」に、「権限ある公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合の当該」を「公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報及びそのおそれがあるものとして規則で定める警察職員の氏名に関する」に改め、同号中八からホまでを削り、ヘをハとし、同号に次のように加える。

二 歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該支出の対象となった個人の職、氏名及び当該支出の内容に関する情報であつて、公益上開示をすることがより必要であるもの（開示をすることにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものを除く。）として規則で定めるもの

第6条の次に次の1条を加える。

（公益上の理由による裁量的開示）

第6条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

第7条第1項中「30日」を「15日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第4条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第7条第2項中「30日」を「15日」に改め、同条第4項中「60日」を「45日」に改める。

第9条第2項中「第6条第1項第2号へ又は同項第3号ただし書」を「第6条第1項第2号ハ、同項第3号ただし書又は第6条の2」に改める。

第12条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開に関する重要事項について意見を述べるることができる。

第20条を第23条とし、第19条の次に次の3条を加える。

（施行の状況の公表）

第20条 知事は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表

するものとする。

（公文書の管理）

第21条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項について定めるとともに、これを公表しなければならない。

（出資法人の情報公開）

第22条 県が出資している法人のうち実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の措置を講ずるよう指導を行うものとする。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の山形県情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる公文書の開示の請求について適用し、施行日前になされた公文書の開示の請求については、なお従前の例による。

（山形県情報公開条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 山形県情報公開条例の一部を改正する条例（平成12年7月県条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第1項の見出し、附則第2項の前の見出し及び同項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

（山形県情報公開条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正後の山形県情報公開条例の一部を改正する条例の規定は、施行日以後になされる公文書の開示の請求について適用し、施行日前になされた公文書の開示の請求については、なお従前の例による。

山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第15号

山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例

山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第7号中「他の地方公共団体」を「独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改める。

第6条第1項第6号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める。

第12条第1項第3号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同項第8号中「及び他の地方公共団体」を「、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める。

第13条第3項中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

山形県公債管理特別会計条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第16号

山形県公債管理特別会計条例

(設置)

第1条 公債費の経理の適正を図るため、山形県公債管理特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、一般会計繰入金、県債管理基金繰入金、県債その他諸収入をもってその歳入とし、県債の元利償還金、県債管理基金積立金その他諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第17号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第127号中「第14条第4項」を「第14条第6項」に改め、同項第128号中「第14条第5項」を「第14条第7項」に改め、同項第133号中「第14条の4第4項」を「第14条の4第6項」に改め、同項第134号中「第14条の4第5項」を「第14条の4第7項」に改め、同項第138号中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に改め、同項第139号の4から第139号の7までを次のように改める。

(139)の4 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料	3,200円
(139)の5 使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第2項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	引取業者登録更新申請手数料	3,200円
(139)の6 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	フロン類回収業者登録申請手数料	4,000円
(139)の7 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	フロン類回収業者登録更新申請手数料	4,000円
第2条第1項第139号の7の次に次の5号を加える。		
(139)の7の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	解体業許可申請手数料	78,000円
(139)の7の3 使用済自動車の再資源化等	解体業許可更新申請手数料	70,000円

に関する法律第60条第2項の規定に基づき解体業の許可の更新の申請に対する審査

(139)の7の4 使用済自動車の再資源化等 破砕業許可申請手数料 84,000円

に関する法律第67条第1項の規定に基づき破砕業の許可の申請に対する審査

(139)の7の5 使用済自動車の再資源化等 破砕業許可更新申請手数料 77,000円

に関する法律第67条第2項の規定に基づき破砕業の許可の更新の申請に対する審査

(139)の7の6 使用済自動車の再資源化等 破砕業事業範囲変更許可申請手数料 75,000円

に関する法律第70条第1項の規定に基づき破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査

第2条第1項第139号の8中「8,900円」を「12,700円」に改め、同項第290号及び第291号中「第4条第1項第4号」を「第4条第1項第6号」に、「同項第5号」を「同項第7号」に改め、同項第327号から第329号までを次のように改める。

(327)から(329)まで 削除

第2条第1項第338号中「30,000円」を「25,000円（分析する成分がヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン（別名エンドリン）、ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン（別名ディルドリン）及びヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン（別名アルドリン）のみである場合にあっては1検体につき20,000円）」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第139号の7の次に5号を加える改正規定は平成16年7月1日から、同項第139号の4から第139号の7までの改正規定は平成17年1月1日から施行する。

山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第18号

山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表2 設備の項の表中

入力1回当たり	360円	を
1枚当たり		

入力1回当たり	360円	に改める。
1枚当たり	1,000円	

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第19号

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例

山形県工業技術センター手数料条例（昭和41年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 6,830円 」 を 「 7,370円 」 に、 「 4,050円 」 を

「 19,460円 」 に、	145,000円	を	117,000円	に、
	1,870円		9,930円	
	11,000円		14,620円	
	3,790円		3,820円	
	1,910円		2,120円	

「 3,920円 」 を 「 5,460円 」 に、 「 3,400円 」 を

「 4,140円 」 に、

	キャ ッ ピ ン グ 加 工	1 試 料	840円	を
	織 維 製 品	1 件	41,500円	

	キャ ッ ピ ン グ 加 工	1 試 料	840円	に、
	試 料 成 形	1 時 間	3,990円	
	織 維 製 品	1 件	35,000円	

「 6,300円 」 を 「 5,360円 」 に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第20号

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例

山形県高度技術研究開発センター条例（平成6年2月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1 施設の項の表中 「多目的ホール」 3,870円 を

多目的ホール		3,870円	に改め、同表の備考第2項中
第1事業化支援室	1日につき	1,070円	
第2事業化支援室		650円	
第3事業化支援室		790円	

「及び特別研究室」を「、特別研究室、第1事業化支援室、第2事業化支援室及び第3事業化支援室」に改め、同別表2 設備の項の表中

計測分析設備	1時間当たり	19,140円	を
計測分析設備	1時間当たり	19,140円	に改め、同表の備考中「計測
加工設備		15,550円	

分析設備」を「計測分析設備、加工設備」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

山形県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第21号

山形県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

山形県立職業能力開発校条例（昭和49年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

山形県立山形職業能力開発専門校	山形市	を
山形県立最北高等技術専門校	北村山郡大石田町	
山形県立山形職業能力開発専門校	山形市	に

改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第22号

山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例（平成4年12月県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「296,500円」を「379,200円」に、

138,000円
69,000円

を

140,000円
70,000円

に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在籍する者に係る授業料の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成16年度の入校者に係る授業料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、335,000円とする。
- 4 平成16年度の入校者に係る入校料の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第23号

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

山形県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和36年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

ほ場整備事業	0.275
土地改良総合整備事業	0.2825

を

経営体育成基盤整備事業	0.2825
水田農業振興緊急整備事業	0.20 (ただし、事務費に係る分については、0.225)

に

改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同

条第4項を同条第3項とする。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

山形県眺海の森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第24号

山形県眺海の森条例の一部を改正する条例

山形県眺海の森条例（昭和63年7月県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条から第6条までを削り、第7条を第2条とし、第8条を第3条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第25号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「風致地区」を「面積が10ヘクタール以上の風致地区」に改める。

第2条第1項中「風致地区」を「面積が10ヘクタール以上の風致地区」に、「知事」を「知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の26の3第1項の特例市（以下「特例市」という。）の区域内の風致地区にあつては当該特例市の長。第9条を除き、以下同じ。）」に改め、同項第2号中「変更」を「変更（以下「宅地の造成等」という。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

第2条第2項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの

第2条第3項中「又は県」を「、県又は特例市」に改める。

第4条第1項中「適合しない」を「適合する」に、「してはならない」を「するものとする」に改め、同項第1号ただし書中「形態が建築の行なわれる」を「形態が建築の行われる」に、「規模が建築の行なわれる」を「規模が建築の行われる」に改め、同号イただし書中「行なわれる」を「行われる」に改め、同号ロ中「建築面積」を「建ぺい率」に改め、「の敷地面積に対する割合」を削り、同号二及び同項第2号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が10分の1以上であること（周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められる場合を除く。）。)

ロ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすお

それが少ないこと。

八 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(イ) 高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土（周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと認められるものを除く。）

(ロ) 風致の維持上特に枢要な森林であらかじめ知事が指定したものの伐採

二 1ヘクタール以下の宅地の造成等で高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

第4条第1項第4号中「行なわれる」を「行われる」に、「そこなう」を「損なう」に改め、同号八中「前号ロ」を「前号八(ロ)」に改め、同項第5号中「行なう」を「行う」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 水面の埋立て又は干拓については、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地^{ぼう}貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

ロ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第4条第1項第7号中「行なわれる」を「行われる建築物等の存する」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源^{たい}の堆積については、堆積^{たい}を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第4条第2項中「附する」を「付する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1項第7号に掲げる行為であつてこの条例の施行の際既に着手していたものについては、改正後の第2条第1項及び第3項後段並びに第3条後段の規定は適用しない。

3 この条例の施行の際現に改正前の第2条第1項の規定による許可の申請をしている者に対する許可の基準については、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第26号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 山形県総合運動公園の項中「運動広場」を「運動広場、第2運動広場」に改める。

別表第3 第1項の表山形県総合運動公園の項中

	上記以外の場合	1時間当たり 360円	を
	上記以外の場合	1時間当たり 360円	
全部を使	児童生徒等のみが使用する場	1時間当たり 500円	

第2運動 広場	用する場合	上記以外の場合	1時間当たり 1,000円	に改め、同
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 250円	
		上記以外の場合	1時間当たり 500円	

別表第2項の表山形県総合運動公園の項中

運動広場	運 動 用 具	1競技一式 1時間につき	100円		を
運動広場	運 動 用 具	1競技一式 1時間につき	100円		に改める。
第2運動 広場	夜間照明施設	1時間につき	3,460円		

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第3第2項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第27号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成16年3月31日」を「平成17年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

- 第2項の航空機のうち庄内空港と大阪国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第1着陸料の項の規定の適用については、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間は、第2項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第1号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に3分の1を乗じて得た額に」と、同項第2号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に3分の1を乗じて得た額に」とする。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第28号

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1号イ酒田プレジャーボートスポット及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表ふ頭荷さばき地の項を次のように改める。

	1 専らコンテナの保管の用に供するふ頭				(1) 専らコンテナの保管の用に供するふ頭
--	---------------------	--	--	--	-----------------------

ふ頭荷さばき地	荷さばき地以外のふ頭荷さばき地 (1) 使用期間が4日を超え30日までの場合 1平方メートル1日につき	11円55銭	5円76銭	5円76銭	荷さばき地以外のふ頭荷さばき地にあつては使用期間が4日以内の場合は、使用料を徴収しない。 (2) 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 (3) 冷凍コンテナ用電源設備を使用する場合は、使用する電力量1キロワット時につき31円を加算する（使用する電力量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。）。
	(2) 使用期間が30日を超える場合 1平方メートル1日につき	23円10銭	11円55銭	11円55銭	
	2 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地 1TEU1日につき	98円			

別表第1号イ酒田プレジャーボートスポット及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表野積場の項を次のように改める。

野積場	1 使用期間が15日以内の場合 1平方メートル1日につき	2円27銭	1円13銭	1円13銭	使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	2 使用期間が15日を超え30日までの場合 1平方メートル1日につき	3円17銭	1円58銭	1円58銭	
	3 使用期間が30日を超える場合 1平方メートル1日につき	4円10銭	2円4銭	2円4銭	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例の施行の日前に野積場であった港湾施設であつて同日に引き続いてふ頭荷さばき地となるもの（以下「旧野積場」という。）について野積場としての使用の承認を受けている者は、ふ頭荷さばき地としての使用の承認を受けたものとみなす。この場合において、当該使用に係る使用料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、改正前の別表第1号イ酒田プレジャーボートスポット及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表野積場の項の規定を適用して算定した額とする。
- 3 この条例の施行の際現にされている旧野積場に係る野積場としての使用の承認の申請は、ふ頭荷さばき地としての使用の承認の申請とみなす。

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第29号

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「111,600円」を「115,200円」に、「30,000円」を「31,200円」に、「1,500円」を「1,560円」に改め、同項第2号中「280円」を「290円」に改め、同条第2項中「1,500円」を「1,560円」に改める。

第3条第2項中「125円」を「130円」に、「250円」を「260円」に改め、同条第3項中「125円」を「130円」に改める。

第4条中「125円」を「130円」に、「250円」を「260円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現在在学する生徒に係る授業料の額及び徴収方法並びに受講料の額については、改正後の第2条第1項第1号及び第2号並びに第2項、第3条第2項及び第3項並びに第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日以後において転学等により前項の生徒の属する学年に在学することとなった生徒（以下「転学者」という。）に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項第1号及び第2号並びに第2項並びに第3条第3項の規定にかかわらず、前項の生徒に係る額と同額とする。

4 転学者に係る授業料の徴収方法は、改正後の第4条の規定にかかわらず、第2項の生徒に係る徴収方法によるものとする。

山形県高等学校奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第30号

山形県高等学校奨学金貸与条例の一部を改正する条例

山形県高等学校奨学金貸与条例（平成15年3月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「勉強意欲が」を「優れた生徒又は学生で」に改め、「（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（専攻科にあっては規則で定めるものに限り、別科を除く。）、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校をいう。第6条を除き、以下同じ。）」を削る。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において「高等学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく次に掲げるものをいう。

- (1) 高等学校（別科を除く。）
- (2) 中等教育学校の後期課程（別科を除く。）
- (3) 盲学校、聾学校及び養護学校の高等部（別科を除く。）
- (4) 高等専門学校
- (5) 専修学校の高等課程（規則で定めるものに限る。）

第2条第1号中「こと」を「こと（第4号イから八までに該当する場合にあっては、前条第4号に掲げるものに在学していることを除く。）」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 学習活動その他生活全般における態度及び行動が規則で定める基準を満たしていること。
第2条第4号中「日本育英会法（昭和59年法律第64号）」を「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 経済的理由により修学が困難な者であって、次のいずれかに該当すること。

イ 中学校（学校教育法に基づく中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部をいう。）における第1学年及び第2学年の学習成績の評定が規則で定める値以上であり、かつ、その者の属する世帯について規則で定めるところにより算定した収入の年額（以下「収入の年額」という。）が規則で定める額以下であること。

ロ 高等学校における奨学金の貸与の申請時までの学習成績の評定（申請時までには評定がなされていない場合にあつては、中学校における最終学年の学習成績の評定）が規則で定める値以上であり、かつ、収入の年額が規則で定める額以下であること。

ハ その者の属する世帯における主たる生計維持者（以下「生計維持者」という。）の失職、死亡、り災その他の事由が生じた場合において、収入の年額が規則で定める額以下であり、かつ、その事由が生じた月から12月以内に奨学金の貸与の申請を行っていること。

ニ 生計維持者が地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により市町村民税が非課税とされていること、又はこれに準ずる場合として規則で定める事由に該当すること。
第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前条第4号ハに該当することにより貸与する奨学金にあつては、貸与の始期の属する年度の末日（規則で定める場合にあつては、当該年度の翌年度の末日）までとする。

第4条第1項第1号中「、第3号及び第4号」を「及び第3号から第5号まで」に改める。

第6条第1号中「学校教育法に基づく高等学校」を「高等学校若しくは学校教育法に基づく専修学校の専門課程」に改める。

別表中 「 国立の高等学校及び公立の高等学校 」 を 「 国、地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等学校 」 に

改める。

附 則

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の山形県高等学校奨学金貸与条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成17年4月1日以後において高等学校（新条例第1条の2に規定する高等学校をいう。以下同じ。）に入学する者に係る修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）について適用し、同日前に高等学校に入学する者に係る奨学金については、なお従前の例による。

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第31号

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する等の条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条の3及び」を削る。

第5条の3中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改める。

第25条第2項中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

附則第13項中「規程又は」を「規程又は山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する等

の条例（平成16年3月県条例第31号）第2条の規定による廃止前の」に改める。

（教育職員の給料月額調整に関する条例の廃止）

第2条 教育職員の給料月額調整に関する条例（昭和32年8月県条例第40号）は、廃止する。

（山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正）

第3条 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に、「第8条及び第11条」を「第3条及び第6条」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第32号

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区 分	教 員	養 護 教 員	寄 宿 舎 指 導 員	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	その他 の職員	計
小 学 校 中 学 校	人 7,021	人 464	人	人	人 461	人	人 77	人 8,023
盲 学 校 聾 学 校	141	3	41	4	10		27	226
養護学校	428	13	88	13	24		61	627
高等学校	2,180	61	3	204	172	14	189	2,823

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第33号

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例等の一部を改正する条例
(山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部改正)

第1条 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和49年12月県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「日本育英会法（昭和59年法律第64号）」を「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」に改める。

(山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例の一部改正)

第2条 山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例（昭和61年3月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「日本育英会法（昭和59年法律第64号）」を「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」に改める。

(山形県獣医師修学資金貸与条例の一部改正)

第3条 山形県獣医師修学資金貸与条例（平成5年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「日本育英会法（昭和59年法律第64号）」を「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第34号

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

山形県警察本部の組織に関する条例（昭和29年6月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2号を加える。

(6) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(7) 組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第35号

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例

山形県警察職員定数条例（昭和32年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

「 87人 「 88人

177人 179人

第1条第1項中 533人 を 539人 に改める。

551人 557人

569人」 574人」

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第36号

山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例

山形県水道用水料金条例（昭和57年12月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

63円	24円
-----	-----

」 を 「

57円	17円
-----	-----

」 に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の属する月の前月までの各月分の水道用水に係る料金については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。